

少人数学級の推進、計画的な教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の拡充に関する意見書

本年3月に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部が改正され、小学校の学級編制の標準が段階的に35人に引き下げられることとなった。

少人数学級については、地域や保護者からも一人一人の子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれており、全ての子どもたちに教育が行き届く環境を整えていくためには、中学校を含め、国としてさらに少人数学級を推進していく必要がある。

一方で、学校現場には、日本語指導や通級による指導が必要な児童生徒への支援、いじめや不登校への対応等、課題が山積している。さらに、新型コロナウイルス感染症対策と子どもたちの健やかな学びの両立も必要とされる中、多様な課題に対応する教員の長時間勤務は深刻な状況にあり、学校における働き方改革が急務となっている。

教員の多忙化を解消し、質の高い教育を実現していくためには、教職員定数の改善はもとより、スクール・サポート・スタッフ等の配置に対する財政支援の拡充が必要である。

このような中、義務教育費国庫負担制度については、平成18年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたことにより、地方公共団体の財政が圧迫されている。将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要であり、教育の機会均等が担保され、教育水準が維持・向上されるような施策を講じ、教育予算を国全体として確保・充実させていく必要がある。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 中学校の学級編制の標準を早期に全学年35人にするとともに、さらに義務教育における少人数学級を推進し、30人学級を実現すること。
- 2 計画的な教職員定数の改善を図るとともに、専門スタッフの配置など教員の負担軽減に向けた施策に対して、より一層の財政支援を講ずること。
- 3 義務教育費国庫負担制度の国庫負担率を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月29日

名古屋市会

衆議院議長	}	宛（各 通）
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
文部科学大臣		